

22 農畜産業機械等リース支援事業

【1, 627(2, 742) 百万円】

対策のポイント

産地の活性化、地域作物支援、飼料生産拠点育成、施設園芸における省エネルギー設備導入、畜産業新規就農の促進等に必要な農業機械等をリース方式で導入する場合の負担を軽減します。

<背景/課題>

・生産コストの低減や生産方式の合理化、農業経営の効率化等を図るため、購入する場合に比べて、資金運用の効率化、物件の陳腐化の回避等のメリットがあるリース方式での農業機械等の導入を促進することが必要です。

政策目標

- 事業実施産地における効果目標 約600億円（「産地活性化総合対策事業」と一体的に執行）
- 農業分野における温室効果ガスの削減による事業効果 1億円
- 畜産業への新規就農における事業効果 約29億円

<主な内容>

1. 産地活性化型

産地の収益力の向上や戦略作物等の生産拡大を図るため、協議会が策定したプログラムに基づく取組に必要な農業機械等のリース導入を支援します。

補助率：定額（リース料のうち物件購入相当の1/2以内）
事業実施主体：協議会

2. 地域作物支援型

さとうきび産地において、効率的かつ持続的なさとうきびの生産体制を確立するために必要となる農業機械等のリース導入を支援します。

補助率：定額（リース料の6/10以内）
事業実施主体：民間団体、農業者団体等

3. 飼料生産拠点育成型

飼料生産を担うコントラクター等飼料生産組織の経営の高度化及び国産粗飼料の流通拠点における広域流通の推進に必要な農業機械等のリース導入を支援します。

補助率：定額（リース料のうち物件購入相当の1/2以内）
事業実施主体：民間団体、農業者団体等

4. 施設園芸省エネ設備導入型

施設園芸における温室効果ガス排出削減対策を促進するために必要となる省エネルギー設備のリース導入を支援します。

補助率：定額（リース料のうち物件購入相当の1/2以内）
事業実施主体：農業者グループ

5. 畜産新規就農等支援型

畜産部門の経営継承等を促進するため、新規就農者等が必要とする農業機械等のリース導入を支援します。

補助率：定額（リース料のうち物件購入相当の1/2以内）
事業実施主体：民間団体、農業者団体等

お問い合わせ先：

- 1の事業 生産局総務課生産推進室 (03-3502-5945 (直))
- 2の事業 生産局生産流通振興課 (03-3501-3814 (直))
- 3の事業 生産局畜産部畜産振興課 (03-6744-2399 (直))
- 4の事業 生産局農業環境対策課 (03-6744-2114 (直))
- 5の事業 生産局畜産部畜産企画課 (03-3501-1083 (直))

